

関東財務局における 新型コロナウイルス感染症の感染者の発生について

【概要】

7月29日（水）、関東財務局東京財務事務所（東京都文京区）の職員（男性、30代、埼玉県さいたま市在住）が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、発熱等の症状が出現したため7月28日（火）にPCR検査を受検した結果、感染が判明したものです。

【当該職員の従事状況等】

当該職員は、関東財務局東京財務事務所において、国有財産の管理処分関連の事務に従事しており、広く一般の方々と接する窓口業務は行っておりませんでした。

なお、当該職員は、発熱等の症状が出る2週間以上前に1度、全員マスク着用、換気等の感染予防対策を講じた上で、関係事業者との打合せを行いました。体調等に異常は生じている関係者はいないと承知しております。

【関東財務局における対応】

当該職員が勤務した執務室等の消毒は既に完了しております。今後も、保健所が行う感染経路の特定など所定の調査に協力するほか、保健所等専門家の指示を踏まえ対応してまいります。現時点において、発熱等の症状がある職員は業務に従事しておりません。

なお、当該職員の配偶者である関東財務局の職員は、自宅待機をさせていたところ、濃厚接触者と認定されたことから、今後においても保健所と相談しつつ、適切に対応してまいります。

【関東財務局の感染予防】

関東財務局では、以下の対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めており、引き続き、これらの対策を徹底してまいります。

- ・ 時差出勤、テレワーク等の実施
- ・ 手洗い、手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケット・マスクの着用の励行 等